

# 令和4年度第12回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月24日（金）午後1時30分から3時19分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（9人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	8番	宮腰	茂雄
	11番	林	恵子

4. 欠席委員（5人）

7番	三上	将治
9番	谷川	聡志
10番	長谷川	太佑
13番	北	廣見
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
	議案第3号 あわらし市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について
	議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針の修正について
	議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
第6	その他

(1) 4月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

## 第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 伊藤 祥恵

## 7. 会議の概要

### ◇ 開会宣言

事務局： 皆様、お疲れさまです。定刻前ではございますが、本日、出席の方全員来られてるということで、ただいまより、第12回のあわら市農業委員会定例会、始めさせていただきます。まず最初に、丸谷会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

### ◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

### ◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は19名であります。なお、7番三上委員、9番谷川委員、10番長谷川委員、13番北委員、14番朝倉委員から欠席の届出がございました。したがいまして、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

### ◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

### ◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、1番川端委員、2番藤野職務代理者の両名にお願いいたします。

### ◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。2ページをご覧ください。

今回、案件としては2件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は市姫二丁目にお住まいの〇〇〇〇さん外1名、譲受人は福井市中野1丁目にお住まいの〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては大溝三丁目地係で、登記地目は田、面積は675㎡でございます。用途につきましては宅地造成でございます。事由につきましては、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地に2区画分の宅地を造成したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては原則転用が可能となっております。場所につきましては3ページ、計画図につきましては4ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、貸付人は布目にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は布目の株式会社〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては布目地係で、登記地目は田、面積は1,018㎡のうち717.31㎡でございます。用途につきましては資材置場の整備です。事由につきましては、借受人は集落内で農業を営んでおり、隣接地で行う倉庫の建設工事により発生する掘削土の仮置場として、申請地を8か月間一時転用したいとのことでございます。こちらの農地区分につきましては、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地ということで、第1種農地でございます。第1種農地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、今回は一時転用ということで、例外的に許可が可能と判断されるものでございます。場所につきましては5ページ、計画図につきましては6ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番につきまして、5番館委員、お願いいたします。

5 番： 報告します。1番の大溝三丁目の田んぼですけれども、3ページの地図を見ていただくと分かると思うんですけども、金津高校の西側で、周りは全てもう造成して、家が建ち並んでるところです。譲受人は不動産業をやってて、ここを埋め立てて、

分譲住宅地として売り出すということです。で、周りも全て宅地化されていますので、問題ないと判断します。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

続いて、番号2番につきまして、6番松井委員、お願いします。

6 番： この申請の場所に関しましては、〇〇〇〇さんが、前農業委員でもありますし、現地も見てまいりましたが、何ら問題はないと思います。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して職務代理人、藤野委員に調査結果の報告をお願いします。

2 番： 本日11時より、長谷川委員、川端委員と私で現地調査を実施しました。両案件とも、特に問題はないように思います。

議 長： ありがとうございます。それでは、これまでの案件について、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。

すみません、7ページの議案番号ですが、「3号」と書いてありますが、正しくは2号ですので、修正をお願いします。

7ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出され

たので、その決定を求めます。

8 ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年3月31日金曜日でございます。借手は14人、貸手は38人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が73筆、13万7,090㎡、うち再設定が71筆、13万3,042㎡でございます。期間別内訳は3・4年の田が38筆、4万4,422㎡、畑が15筆、3万3,692㎡、5・6年の田が10筆、2万7,011㎡、畑が3筆、6,419㎡、10年の田が1筆、2,023㎡、畑が6筆、2万3,523㎡でございます。

9 ページをお開きください。集落別内訳については、二面の田が1筆、畑が1筆、井江葎の畑が1筆、横垣の畑が2筆、田中々の田が2筆、下番の田が4筆、北潟の畑が2筆、波松の田が6筆、畑が4筆、城の畑が2筆、城新田の畑が1筆、瓜生の田が4筆、南疋田の田が1筆、北野の田が17筆、北の田が13筆、清王の畑が1筆、山十楽の畑が10筆、指中の田が1筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

10ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。番号1番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。二面の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和15年3月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

2番、3番につきましては、借受人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。田中々の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万6,500円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

11ページまでまたがっております。4番、5番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。下番の田4筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、4番は1万円、5番は1万4,525円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

6番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。指中の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和11年3月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

7番、8番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。二面の畑1筆、井江葎の畑1でございます。利用目的はソバ、野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、7番は5,000円、8番5,000円または1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。7番は新規設定、8

番は再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

12ページをお開きください。9番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。横垣の畑2筆でございます。利用目的は麦、ソバで賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

10番につきましては、北潟の畑1筆でございます。借受人は〇〇〇〇でございます。利用目的は野菜で賃借料の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和15年2月28日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

11番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、期間につきましては令和5年4月1日から令和15年3月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

12番につきましては、借受人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑3筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

13ページをお開きください。13番につきましては、借受人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和15年3月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

14ページまでまたがっております。14番から19番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。波松の田6筆でございます。利用目的は麦、ソバで賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,000円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

20番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城の畑2筆、城新田の畑1筆でございます。利用目的は芝で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和10年2月29日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

15ページをお開きください。21番につきましては、借受人は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。瓜生の田4筆、南疋田の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万4,000円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。再設

定でございます。用水費は貸主負担でございます。

17ページまでまたがっております。22番から31番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。北野の田17筆、北の田13筆でございます。利用目的は麦、ソバで賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は、22番、25番、27番、28番、29番、30番は1万3,000円、23番はソバ粉25kg、24、31番は米60kg、26番は1万3,000円または米60kgでございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。再設定でございます。用水費は貸主負担でございます。

18ページにお進みください。32番につきましては、借受人は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。清王の畑1筆、山十楽の畑2筆でございます。利用目的は牧草、野菜で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年5月1日から令和15年4月30日まででございます。再設定でございます。用水費は貸主負担でございます。

19ページまでまたがっております。33番から39番につきましては、借受人は清王にお住まい〇〇〇〇さんでございます。山十楽の畑8筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和9年3月31日まででございます。再設定でございます。用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

5番： 16ページなんですけども、賃借料を10 a 当たり1万3,000円もしくは米というふう  
に書いてあるんですけども、これは当事者同士の話なんかもしれないんですけども、  
お米という値段はいろいろ変動すると思うんですけども、こういう決め方は、事務局  
としては何ら問題ないんでしょうか。

事務局：そうですね、物納の契約もありますし、そこについては問題ないと考えています。

議長： ほかにありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。なお、番号4番から5番につきましては〇番〇〇〇〇委員が関係しております。また、6番につきましては〇〇〇〇委員が関係しております。また、12番は〇〇〇〇委員が関係していますので、まず、それらを除く1番から3番、7番から11番、13番から39番について採決をい

たします。

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、1番から3番、7番から11番、13番から39番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、退席をお願いいたします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号4番から番号5番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。ありがとうございます。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号6番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ということで、よって、決定することといたします。

会長、入室をお願いします。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

#### ◇ 議案第3号 あわら市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について

議長： 次に、議案第3号「あわら市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、私のほうから説明いたします。

農地の売買、貸し借りなどの権利を取得するには、農地法第3条により、農業委員会の許可が必要となっております。あわら市の農業委員会でも、毎月総会を開き、このことについて委員の皆様と審議いただいているところでございます。

許可の要件の一つとしまして、許可後の耕作面積が一定以上になること。あわら市では、5,000㎡を設定してございます。いわゆる5反要件と呼ばれるものでございます。またさらに、あわら市においては、市内の空き家を購入し、移住定住し、農業を楽しみながら生活できるように、空き家に付属する農地におきましては、取得要件の面積をさらに100㎡にまで引き下げ、設定してございます。この空き家の100㎡の設定におきましては、平成30年9月の農業委員会において審議いただき、定めたとおりでございます。資料の20ページが、このあわら市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準というものでございます。



このたび農地法が改正され、令和5年4月より、これまで規定されておりました農地の権利取得時に求められていました面積要件が廃止されます。これに伴いまして、あわら市農業委員会が定めたあわら市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準も効力がなくなることになり、廃止することとしたいと思います。なお、農地の権利取得に必要なそのほかの要件は、これまでどおりでございます。

以上、説明を終わります。

議長： ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問はありますか。

5 番： ちょっと確認なんですけども、この20ページの第3条は、空き家に付随した農地1 a という意味だと思うんですけども、もしこれが、空き家の敷地と別筆になる場合はどうなんですかね。

事務局： 別筆になっていたとしても、空き家に付随して、セットで売られているものについては、筆が違っていても、付随する農地として認めております。

5 番： そうしますと、空き家の周りの農地って言っても、いろいろケース・バイ・ケースで、本当にそれが空き家に付随しているのかどうかというのは、ちょっと判断が難しい場合もあるんじゃないかなと思うんですけども、そこはもう一律に、とにかく空き家の周りがある農地は、もう全部付随物というふうに解釈しちゃうということですか。

事務局： もちろん距離のあるものについては、疑似が生じる場合もございますが、所有者の方が同一で、建物と一緒に空き家の登録されているものについては、付随しているものとみなしております。

5 番： それは、面積の大小にかかわらずですね。

事務局： はい、面積はかかわりません。

4 番： ちょっと耳が遠いんで、今、書面見せてもらって、さあどうぞって今たくさん言われたことを聞き取って判断するんですけども、よう分からんのですけれども、今、例えば、誰か知らん人が住んできて、宅地だから、自分の地面だから、そんなもん何したって自分の勝手だって、そういうこともいいということだよな。

事務局： 付随した農地として、農地法で所有権する農地に関しては、買う方の申請時点で、

5年間耕作するという誓約書を書いてもらって提出していただいているので、そういったふうに宅地として扱ったりしないように、注意喚起ということでそういった誓約書も書いていただくようにしてますので、そういったおそれはないように運用してます。

議長： ですから、今、農地として購入して5年たった後でも、転用する場合は、届出が必要だというふうに考えればいいんですね。

事務局： そうですね。もちろん転用する際は転用の許可が必要になります。

5番： 追加で質問ですけれども、空き家を買って、その周りの農地も一緒に買ったとして、その農地が荒れ放題、人間は空き家を買って、そこに住んでいるんか知らんけど、周りの農地が荒れ放題だったとしても、何も別に責任を問われることはないんですね。

事務局： 罰則については設けられておりませんが、しかし、購入される際に、耕作するというので誓約書を書いていただいておりますので、そういったことは起こらないという前提の下に、売買されるというふうに考えております。

5番： その5年間耕作するというのは、法的な規制というんですかね、もししなかったら何か罰金を取るとか何とか、そういう法的規制というものはあるんですか。

事務局： 罰はありませんけれども、空き家付農地だということで、指定して売買されるわけなんですけれども、この指定を農業委員会が取り消すということは可能です。耕作されていないということで、空き家に付属した農地の指定を解除するという事は可能です。

5番： その、すみません、解除というのはどういう意味ですか。売買契約そのものを白紙に戻すということですか。それとも、住んでる空き家とは別に、周りの周辺農地だけの売買に戻すということですか。

事務局： あくまでも、取消しは農地について、指定を解除するだけということになりました、権利を所有した人に指導を行うということは可能です。

議長： よろしいですか。

5 番： 今、農地を荒れ放題にしてというんですかね、耕作放棄地の農地というのはいろいろ問題になってると思うんですけど、この空き家に付随した農地に、これだけにはかかわらないと思うんですけど、耕作放棄地の農地についてどうするんやというのを、何かきちっとそろそろ法的な罰則か何か、それも取り決めてやってかないと、どんどん、どんどん耕作放棄地が増えるような気がするんで、ちょっとそういう質問しました。

で、今の説明ですと、法的な規制はないけど、とにかく耕作しなさいということも農業委員会からきちっと指示は出ると。そういうことですね、今の現状としては。そういう理解でよろしいですね。

事務局： はい、館委員のおっしゃるとおりです。

議長： ほかによろしいですか。

4 番： ちょっと今、館さんの話を聞いてても、ちょっとはつきり分らんのですけれども、程度がちょっとよう分らんのと、何や田舎の村に住んでて、空き地があつて、そこも農地で畑になってる場合とかいろいろありますわね。すると、今さっき、5反の農業最低限値というんですかね。昔言ってた5反持ってないと百姓なれんという話のことでしょう。

議長： はい。

4 番： それがないということでしょう、もう。

議長： 空き家についての農地については、ないという。

4 番： ないというと誰でもできるということになるんですか、それ。どういう意味なんですか。この部分を今、何をしようというんですか、これ。これはただのサンプルでまたどこかで示していただいて決まるんか、ようわからんのですけれど。

事務局： 4月1日から5反要件が撤廃されるので、それで、5反要件は、もともとどの市も5反要件で今まで売買してたんですが、撤廃されるということで、今、別段面積で平成30年に設定したこの空き家付農地の100aについて、事前に取り下げるといふか、市で定めた別段面積を事前にもうなくしておくようにというふうに指導があったので、今回、この議案で撤廃ということで、別段で、市として定めた別段の100㎡という規定をなくすということで、この議案を今回上げています。

局長： 3条の部分だけ削除するんじゃなくて、この基準自体全てを撤廃というか廃止する？

事務局： 3条の5反要件については、もう4月1日に施行される農地法の施行でもうなくなるので、それはもうその4月1日のほうでいくんですけど、別段面積については、もう各市町が定めているものになるので、あらかじめ4月1日の前に削除しておくようにという指導があったので、今回、別段面積の撤廃ということで議案に上げてます。

議長： 基本的には4月から、もう5反要件もなくなりますと。そういうことがあるので、市が定めた、この空き家についてる分の100㎡ですか、その要件を最初から変更しておくのと、そういう案やね。

事務局： 別段面積については、地方で取り下げるとかそういうことができないので、もう各市町で決めていることになるので、なので市単位で撤廃という行動をしないと行けないので、今回上げてる。丸谷委員の言うとおりで、そのとおりです。

議長： お分かりですか。で、4月になると、今までやった5反の制限もなくなると、自由に売買ができると、そういうふうになるわけですか。

事務局： はい。5反要件はもう農地法でなくなりますので、この要件はもうなくなりますから、自由に売買はできるというふうになると考えられます。

2番： じゃ、今これ、例えば万が一、今、我々がこれ否決した場合は、あわら市の決まり事は残ることとなると、どうなんですか。

事務局： 上位法で撤廃されますので、こちらをあわら市の基準として、撤廃しなかったとしても効力はなくなってしまう。

2番： 反対しても、なくなるってことやね。

事務局： はい。

局長： これ、農業委員会で決めた基準なので。

事務局： はい。

8 番： 要するに、どっか東京から農地を買いたいといって全然素人の人が買えるようにしたということやね。耕作する人誰もいなくなってしまうから。もう老人ホーム入る人だけで、誰もいなくなってしまうから、それなら家と田んぼで一緒に買いますわってことで、そのどっか知らん人でも、誰でもできるという形になるということでしょう。

事務局： 5反要件はなくなってしまうんですが、その他の条件とかはありますので、誰でもというわけではないんですが、農地が売買しやすくなるという点では、農業委員会が許可を出すかどうかという審議が、より慎重に必要になるのかなということは考えられます。

8 番： だから、今心配しているのは、この会議で、みんな「はい」って手挙げましたけど、後でとんでもないことになるようなことはないんですかって、そこが心配なんですけど。

事務局： 私ども事務局としても、申請を受付する際には、いろんなことを聞き取りなどしますので、そこは、私ども今までと変わらず、慎重に行っていくところでございます。そこについては、何も変わることはないと考えております。

議長： よろしいですか。分かりました。今回のこの案件については、これはあわら市農業委員会が処理しなくても自然に効力はなくなると。で、その前に撤廃をしときましようということだろうと思います。

今出てきました5反の要件については、今後、もっといろんな考え方をしてかなあかんのかなとは思いますが、取りあえずはそういうことですので、よろしいでしょうか。ほかにご質問ありますか。

8 番： こんな話は、前もってこんなもん通しておくのが常識じゃないかなと普通は思うんですけど、ここ来てこれ見て、「さあ、手挙げなさい」って言っても、ちょっとおかしい話ではないかなと思うんですけど。

それはもう国から言ってきたからしなさいというんだったら、それは勝手に決めればいい話で、その前に、あんたら賛成しときなさい、あんたらが賛成したでしょうという話でしょう、要するにこの話は。

局長： 報告ってことではないんですか。報告事項ではないんですか。

議 長： いや、採決。廃止やね。

事 務 局： 基準を定めるときに、総会のほうで議案に上げさせていただいて、審議して定めたものでございますので、令和5年4月1日以降でしたらあれなんですけども、それ以前ですので、基準を撤廃するに当たっては、定めたときと同じように、撤廃も議案に上げさせていただいたという次第です。

議 長： どうでしょうか。よろしいですか。  
なかなかあれですけど、まず、採決をするかどうかを聞きたいと思います。

5 番： 私の個人的意見を言わせていただくと、ここでたとえ否決したとしても、上位規則で決まってるのであれば、一体何のためにあれを取るんかという疑問はすごく残りますね。

議 長： 基本的には、さきの農業委員会でこれを設置したわけですので、それを取り消すのに、やはり農業委員会の決が必要というふうに思っただけだと思います。  
よろしいですか。

5 番： 大きな話の流れからいくと、その5反要件が4月から農地法の改正でなくなることなんで、こういうあわら市で決めたやつを、面積要件をなくしましょうというその趣旨はよく分かるんですよ。で、分かるんですけども、その中で出てきたその上位の法律とかそういう規則で決まったことなんで、たとえこれで、この農業委員会で否決したとしても、これはきちんとしてもう成り立っちゃうというんやったら、一体何のためにここの農業委員会で手挙げたのかなという素朴な疑問が出てくるんですけど。

議 長： これは最初、5反要件というのはずっと今までありました。で、空き家を解消するために、それに加わっている農地もついていると、その5反要件について、空き家の解消にはなかなかならなかったわけですね。ですから、その要件を低くして、空き家についての農地も併せて解消してくというような例があったので、あわら市農業委員会として、別にこれを定めたんです。

5 番： それが平成30年なんですね。

議 長： はい。そのときは、上位の5反の要件がどうのこうのというのは全く考えるに及ばず、ずっとそういうものがあるもんやとしか思っませんでしたので、これがこ

こに来て、国の法律で改正をするということになりましたので、じゃ、その前に、あわら市が決めたものは消しておきましょうというふうな判断だと思います。

8 番： これ、平成30年に農業委員会では、これ、執行されているんですか。賛成されたんですか。

事務局： はい、賛成され、基準として定められました。

8 番： そうなると、意味が分かるのと、分からないのがちょっとあるんで、空き家については、今後、かなり増えてくると思います。私のところも結構空いてます。で、その人たちの固定資産税とかそんなのは払ってるとは思いますけども、払ってない人はどういう決まり事をするのかと。そういうのもあるんじゃない。ちょっと意味がちょっと違うんですけども。分かります？

空き家を解消するという意味では、この規約はちょっと分かるんですけども、空き家を、どうしても後継者がいないということになってきますと、絶対空くわね。で、それを解消するということは、誰かに売り渡すとか、そういうところがありまんですけども、これで解消できるのかというと、解消できないと思います。

この規約、5反のこの規約のほうはいいと思いますけども、これの前の農業委員会で賛成してるということは、今回、この農業委員会でも賛成に向かわないといけないということやね。

議長： これを消してまうという形ですか。

8 番： そういうことです。返事はいいですから。私、思うこと言ったから。

議長： ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入らせていただきたいと思います。それでは、議案第3号「あわら市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について」、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数。よって、決定することといたします。

#### ◇ 議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針の修正について

議長： 次に、議案第4号「農地等の利用の最適化に関する指針の修正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第4号についてご説明いたします。資料の22ページをご覧ください。

このあわら市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針につきましては、農業委員会に関する法律第7条に基づきまして、あわら市でも5年ごとに作成しているところでございます。直近では、昨年度2月の定例総会で定めております。

今回、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法に合わせまして、北陸農政局の修正指示を受けました。昨年2月に定例総会で定めたものを今回、変更、修正するものでございます。基本的には、文言の修正や削除はありません。アンダーラインを引いたところについて、追記することとなっております。

具体的に申し上げますと、農業委員会の3本柱である、1、遊休農地の発生防止・解消、2、担い手の農地利用集積、3、新規参入の促進について、それぞれに、これまでこの指針では、(1)で目標、(2)で取組方法を定めておりましたが、今回からアンダーラインを引きました(3)、それぞれの農業委員会の3本柱において、目標、取組方法に加え、評価方法も定めることとなりました。

1の遊休農地発生防止・解消では、発生や解消率、2の担い手の農地利用、農地利用集積については、集積率、3の新規参入につきましては、新規参入者の数、いずれも数で評価するというのを明記し、追加するものでございます。

そして、一番最後の4として、今後、令和7年3月までに、市が策定します地域計画において、策定過程におかれる農業委員会の役割も明記することと北陸農政局のほうより指示がございましたので、4番について、追加で記入させていただいております。

今回、この内容を北陸農政局の指示の下、修正、追記し、指針を修正させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

議長： ありがとうございます。ご質問等受けたいと思っております。

5番： 22ページの1番の(3)、遊休農地の割合により評価するというんですけど、この評価するというのは具体的にどうするんですか。点数か何かつけるというんですか。

事務局： 点数というよりも、遊休農地について、発生防止・解消について、進捗情報をきちっと明示することなので、発生率、解消率について、はっきり明示する。パーセンテージが上がっている、下がっているということで、一目で確認できるようにするというところでございます。



5 番： で、見える化して、そして、どうするんですか。

事務局： 見える化して、さらに評価が下がるような場合には取組を強める必要がありますし、率が上がっている、人数が増えているということであれば、それを維持できるように、取組方法について、またさらに考えていくということになります。

議長： ほかにご質問ありますか。  
これ、目標そのものは変わってないよね。

事務局： はい、目標そのものは変わってございません。

議長： その目標に対する評価を、数字で表すというふうになると。

事務局： はい。目標と取組だけではなくて、それを評価するというのも、きちっと明示するようにというふうになっております。

議長： 先ほど館委員言われましたとおり、その数字が低かった場合の対応については、何もまだ決まってないんですか。

事務局： 数字が低かった場合といたしますと、毎年、それぞれその年において、農業委員会は目標を定めて、その結果を報告するというふうになっておりますので、その結果を踏まえて、新たに取組の方法を見直すとか、そういったことは毎年毎年必要になってくることだと思います。

議長： ほかの委員さん、ご質問はありませんか。

4 番： 4番のほうの地域計画の目標を達成するというような役割がありますよね。これ、先ほど説明あったんですけども、北陸農政局が入るということですか。

事務局： 地域計画自体は市が作成しますが、それまでの過程の中では北陸農政局とのやり取りはあります。

4 番： やり取りは、やっぱりある？

事務局： あります。

4 番： それもあると、各地域の計画とかが出てくると思うんですけども、それに対しての面積がそれ以下になってしまうとまずくなるということやね、それはしないの？

事務局： まずくなるということはありませんで、現状を把握して、目標を定めて、それに向かってどう取り組んでいくかというものが地域計画でございますので、低い地域については、目標をどう定めるかというのは一番の問題だと思うんですけども、面積が小さいからとか、そういったことは問題ではないと思います。

議長： ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。それでは、議案第4号「農地等の利用の最適化に関する指針の修正について」、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数。よって、決定することといたします。

#### ◇ 議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議長： 次に、議案第5号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。資料の24ページでございます。

農業委員会では、毎年3月末までに翌年度の目標を設定することとなっております。この目標の設定につきましては全国共通の様式でございまして、目標の設定内容につきましても、国のガイドラインに基づきまして作成されております。

まず、最初の24ページでございますが、こちらは令和5年4月1日現在の予定の状況となっております。こちらについては、またお時間のあるときにご覧になっていただきたいと思っております。

具体的な目標につきましては、ページをおめくりいただきまして、25ページ、26ページとなっております。

最適化活動の目標ということで、まず、最初に1番、最適化活動の成果目標でございます。(1)農地の集積についてでございますが、現状につきましては、最初に申し上げてしまいますと、今こちらに書かれているこれまでの集積面積につきましては、令和3年度末の数字でございます。令和4年度末の最終集積面積については、現段階で未確定でございまして、集計中でございます。こちらのこれまでの集積面積、令和4年度末の最終面積とその隣の集積率につきましては、4月上旬に確

定しますので、来月の農業委員会定例総会時にご報告させていただきたいと思いません。

集積の目標でございますが、令和5年度につきましてですけれども、先ほどのあわら市最適化活動の指針におきまして、5年間で100haを目指しております。毎年20haずつを新たに集積するという目標を掲げておりますので、今年度も、新規集積面積につきましては20haを目標としております。集積率につきましては、国が掲げるものは80%でございますので、あわら市としましても、最終的な集積率は80%を目標に掲げております。

続いて、(2)遊休農地の解消でございます。現状ですが、まず、遊休農地には1号遊休農地、2号遊休農地とありまして、再生が可能という位置づけで、農業委員会の目標としましては、1号遊休農地に目標を絞っております。また、1号遊休農地には緑区分、そこに書かれていますように緑区分として、草刈り等ですぐに耕作が可能な農地で、黄色区分としましては、荒廃が進んでおりまして簡単には耕作可能とならない農地のことを指しております。あわら市では、緑区分の農地はゼロとなっておりますが、もちろん、ないことは実際ありませんが、ここでもあわら市の解消の目標とするのは、あくまでも黄色区分の28haとしております。ただ、課題にも書かれておりますとおり、法人などの大規模な参入でもない限り、解消というものは非常に難しい状況となっております。

目標についてですけれども、こちら先ほどの指針に基づいておりまして、5年で5haを目標としておりますので、1年に換算しますと1haを目標とし、今後も活動を続けたいということで、1haを目標としております。

そして、隣の26ページの新規参入の促進についてでございます。現状としましては、過去の新規参入者について、実績としましてはそこに書かせていただいているとおりでございます。課題としましては、農業に新規に参入する人の情報や、その逆で、後継者を探している人の情報、空き農地の状況など、常には把握できていないというような現状もあります。マッチングできるように、今後もそのような情報を把握して、新規参入しやすい環境づくりに努めていくと考えております。

目標として国のガイドラインに沿っていきますと、権利移動面積、平均の7.6の1割で0.7haが目標となるところでございますが、それ以上となりますように、1.0に設定させていただいております。

続いて、最適化活動の活動目標でございます。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございます。農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、活動を行う日数につきましては、今年も月に9日を目標としたいと考えております。根拠としましても昨年同様、月に9日掛ける12か月で、年間に換算しますと108日、年間100日以上を目指したいと思っております。こちらについては福井県農業会議からも指摘がございまして、実際にはもっと活動されているに

もかかわらず、活動記録簿などちょっと煩雑になっている関係で、活動日数にあわら市は伸び悩んでいるということです。この後一番最後に、活動記録簿を見直した形で皆さんにご提案させていただきたいと思いますので、そちらについてもよろしくお願ひいたします。

そして、(2) 活動強化月間の設定目標についてでございます。こちらについても昨年と同様に3回で設定してございます。特に6月、そして11月につきましては、丘陵地の畑作調査を実施予定でございます。農業委員さんや最適化推進委員さんに多数ご協力をいただきながら、現場の状況を確認し、遊休農地等の現状を把握してまいりたいと思います。

(3)、最後になります、新規参入相談会への参加目標とございます。

こちらにつきましては、例年8月に福井県農業会議が計画しているものに、昨年度から、市の農業委員会も参加することになりました。目的としましては、相談に乗るということではなくて、新規就農者の傾向やほかの市町の取組を知るための参加となっております。令和4年度につきましては、朝倉委員が出席してくださいました。今年度も昨年度を上回るように、参加人数を1もしくはそれを上回るように参加計画をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、私からの説明は以上になります。

議長： 説明が終わりましたので、委員の方の質問を受けたいと思ひます。

5 番： 25ページの目標のところに書いてあります、今年度の新規集積面積は20haってあるんですけども、これ、具体的に新規の集積をどういう方法で進めようとしてるんですか。

事務局： 離農者の方の情報など得た上で、担い手の方に集積していくということを考えております。

5 番： 県が進めています中間管理機構への農地を、中間管理機構が中間に入って、大規模の営農者に農地を貸すと、そういうことは入ってないんですか。

事務局： もちろん離農される方や、離農はしないにしても、担い手の方に集積するという意味では、中間管理をぜひ使ってほしいというふうなことは、お伝えするつもりです。

5 番： 中間管理機構を介在させるというメリットは何ですか、最大のメリット。結局は、中間管理機構を介しても、誰か大規模にやってる方が実際は耕作するんで、中間管

理機構ってのは、介在というんかね、その中間に入っただけで、結局、地代とかは全て実際に営農してる大規模農家から地権者というんか、のほうに地代が払われているわけで、その中間管理機構が入るメリットは何もないように思うんですけど、そこはどうなってます？

事務局： メリットにつきましては、中間管理機構のほうはいろいろたってはございますけれども、実際、今、離農される方については、離農される方の、中間管理を使うことによって補助金制度を利用するという事は、条件によりますけれども、できますし、固定資産の減免を受けることもできる場合もございます。そちらも条件はございますので、全員の方がメリットがあるかって言われますと、ちょっとそれぞれいろんな制度には条件がありますので、みんなの方にもメリットがあるというのはちょっとなかなか難しいところではございます。

5 番： 別の質問ですけども、26ページの活動強化月間の設定目標で、取組項目には①とか②とか③って書いてあるんですけど、この①②③は具体的には何を示してるんですか。

事務局： この表の下のほうに、すみません、ちょっと字が小さいんですけども、米印の1がございまして、①と書いてあるのは農地の集積、②につきましては遊休農地の解消、③については新規参入の促進に該当するというふうになっております。

議長： よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

4 番： 26ページの2の最適化の活動の活動目標と書いてありますけれども、1人当たりの活動は月9日に決めるということで、農業委員、推進委員の方に、24名の方を対象にやるということだよ、必ず。

事務局： 昨年度の実績から申し上げますと、繁忙期には9日を超えるということはあるんですが、閑散期になりますと、9日というのはかなり難しい状況だということは、委員の皆様からも実は聞いております。農業委員の仕事だけしているのではないということもありますし、農業委員でありながら農業者であるということもあって、なかなかそこを切り分けて、農業委員として何日活動したということは難しいというのも聞いております。

ただ、これを必ず超えなければならないというよりは、超えてほしいということで設定しているわけなんですけれども、これは国としても、活動というハードルを大分下げておりまして、言うと、自分の圃場に行ったり来たりする間も、周りの農

地を見回してほしいと。そうすることによってそれは見守り活動として十分活動してもらっているというふうに考えていると、そういうふうに言っております。ほかにも、圃場で農業者の方と会って、あそこのうちの息子さんは来年帰ってくるらしいと、そうすると、田んぼをするかもしれないよというような、そういった活動も、農業者同士の声かけ活動といいまして、それも農業委員として十分に役目を果たしてくれているというふうに国は考えているというふうにして、活動というものに対して大分ハードルは下げられているということでございます。

活動記録簿なんかも毎月出していただいているわけなんですが、皆さん、控え目にではないんですけども、本当は毎日圃場に行っていると。そして、圃場に行くので、当然周りも見渡していると。だけど、じゃ、全部、1日から31日までやったというのかってなると、何かそれはちょっと違うかなというふうなことで、皆さん、一月に1日もしくは2日、3日の活動をしましたということで活動記録は上げていただいているんですが、実は、この辺をほかの市町に聞いていると、ほかの市町では月に30日という人もざらにいます。その内容についてまでは、ちょっと私ども、詳しくは分かりませんが、圃場に行ったり、村の中で人に出会ったりして田んぼの話をした場合は、もう皆さん、活動しているということで、農業委員会に報告を上げているようです。

ですので、うちの農業委員の皆様も、本来同じように活動していただいていると思っていますので、9日って日にちだけ見てしまうと、ちょっと難しいなというふうに感じると思うんですが、あまり農業委員としてだけと捉えずに、農業者として地域の人と関わっているというときには、もうそれは農業委員として活動していただいているというふうに、国も認めていますので、9日という日にちだけはちょっとあれなんですけど、活動としてはそれぐらいはもう本来活動していただいていると思っていますので、難しい方もいると思いますが。

- 4 番： でね、私のところは1つだけではなし、7つも8つもある地域を回らなあかんし、で、私も農業委員になって、ちょっと初めて農業委員になるんですけども、ここで新しくできるということですね。

事務局： 月の活動日数を掲げるのは、今回は2回目です。令和4年度も、9日で実は掲げておりまして、ちょっと、その9日を達成している市町はそれ以上に設定しなさいというふうになってはいますが、今、まだ最終的に集計は終わっていませんけれども、ちょっと9日には及びませんので、昨年と同様に9日に設定して、年間100日はあわら市農業委員会も活動していますよというふうに、目標として掲げたいと思っております。

4 番： この活動記録書というのは、これまた別件やね。

事務局： あれでしたら、今、言ってもいいんでしょうか。

議長： はい。

事務局： 皆様の机のほうに置かせていただいております活動記録簿（例）でございます。

こちらは、実は福井県農業会議の担当者が作成しております、どこの農業委員会も活動記録簿、なかなか書きづらいと、提出がなかなかないということで福井県の農業会議のほうにそういった意見が寄せられて、福井県農業会議のほうで作成していただいたものを、ちょっとあわら市で少し触っていますが、アレンジしてありますが、それを用いているような形でございます。

これはもう丸を打ってもらっただけにしてあります。もう、ここにいろいろ文言を書くということも難しいと思います。ただ、特記事項は設けてありますので、もちろん、お相手を書いていただくとか、具体的な内容をちょっと書き留めたいという方はもちろん書いていただいて結構ですが、基本的にはもう丸を打つだけのようにしてあります。

1日から31日までありまして、言うところ、ほかの農業委員会さんはもう全部を丸打ってくるという農業委員さんも、もうざらにいらっしゃることなので、皆さん遠慮せずに丸を打っていただきたいところなんですけど、一応これも国のほうで、ちょっと基準みたいな形で私どもが聞いているものとしては、この委員の日常活動して書かれているところなんですけれども、ここはもう週に1回は丸を打ってほしいと。農地の見守り活動、自分の担当している圃場に行ったり来たりするときに周りを見渡したと、異常はなかったということは、もうここを丸してもらえばいいと。

先ほど申し上げましたとおり、仲間への声かけ。いろんな農業に関する話をした場合には、ここをもう丸を打ってほしいと。

事務局との打合せって書いてありますが、月に1回農業委員会ありますので、こちらに来ていただいたときに、その農地の情報とか、いろんな情報をお伝えいただいたときなんかは、もうここ丸していただければ結構ですし、で、こっこの右側の農業委員会として統一的に取り組む活動というところにつきましては、国は月に1回は丸してほしいと、1日はあってほしいというふうに言っております。

で、丸するとすれば、この農地パトロール。自分が担当している地区を一回りぐるっとしていただくと。空いてる農地なんかを確認してもらう。そういったときには、この農地パトロールを丸していただければ結構です。

あとの、この農地法の利用意向調査とか、人農地プラン、目標地図の話合い、その隣の意向把握のためのアンケート調査、配布、回収などは必要になったときに事

務局から依頼をしますので、基本的にはここは丸することはあまりないかなと思うんですが、農業委員さんに多いのは、この新規参入の促進活動。新規就農者の方、新規就農したいという方と話をするという事は、結構、皆さんの活動記録簿を見ているとありますので、そういったときには、この促進活動の相談等に丸を打っていただくということもあるかなと思います。

4 番： 分かりましたけども、新しくなったということで、私もやりますけども、1つ分からないところがあるんですけども、私、滝区です。山室、宮谷、青ノ木、細呂木、指中、沢、高塚、柿原、そこまで入っていかなければなりませんかね。それ、ちょっとご質問、ちょっと疑問に思うんです、私。

事務局： 委員の皆様におかれましては、エリアが広い方もおられます。それで、自分の地域以外のエリアも入ってきてしまう方もおります。そういった、中に入らなくちゃいけないのかというと、なかなか難しいところもありますが、実際のところ、転用だったり、現況証明となると、地区が担当エリアであれば、署名しなくてはならないというようなときも来ますので、毎月もう全部の地域を回らなくちゃいけないか。

4 番： それは、分かりますよ。なかなか難しいところは、こんだけの場所があると、私、なかなか行ける人と行けない人もおります。そこはもう、そちらでお任せしていただくのがいいんやね。

事務局： そうですね、できる限りこちらでサポートはしますが、本人は知らなくても、農家組合長さんのお知り合いの方とお話するとか、そういった形で間接的に関わっていくことは、常日頃関わってくださいとかではないんですけども、必要があればそういった形で連携していただくということも、お願いしなくてはいけないときも、もしかするとあるかも分かりません。

4 番： それは分かりました。  
ちょっと見直してほしいんですけども、別件です。  
議長、別件でちょっと要望出してもよろしいですか、

議長： 別件なら、これ終わってからにさせていただきますか。

4 番： 終わってからにしますか。すみません。



議長： ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入りたいと思います。それでは、議案第5号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

#### ◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。27ページをお開きください。

今回、9件の届出がございました。

1番の届出につきましては、蓮ヶ浦の田3筆、畑1筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年1月10日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

2番の届出につきましては、菅野の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は東京都にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年1月15日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

3番の届出につきましては、蓮ヶ浦の畑3筆でございます。権利取得者は蓮ヶ浦にお住まいの〇〇〇〇さんで、持分4分の1の移転でございます。権利取得日は平成25年12月28日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

4番の届出につきましては、御簾尾の田5筆、畑2筆、北の田1筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年12月27日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

28ページにお進みください。5番の届出につきましては、中番の田6筆、畑4筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。相続による所有権の移転でございます。権利取得日は平成23年5月13日でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

6番の届出につきましては、指中の田3筆、畑3筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年7月2日で、相続による所有権の移転でございます。指中地系の田2筆は〇〇〇〇、田1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

7番の届出につきましては、矢地の田2筆、畑1筆でございます。権利取得者は矢地にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年12月4日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

29ページにお進みください。8番の届出につきましては、南金津の田1筆でございます。権利取得者は愛知県にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年1月9日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

9番の届出につきましては、北本堂の田1筆、中浜の田3筆、畑1筆でございます。権利取得者は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年3月6日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

以上で報告を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありますか。

5番： 27ページの2番ですけれども、東京都に住んでいらっしゃる方が権利取得者ということで、先ほどの説明では自己管理をされるというふうに、ちょっと聞いたんですけども、具体的に東京に住んでおられる方が、どうやってその田んぼやら畑を自己管理されるのかなど、素朴な疑問をちょっと抱いたんですけど。

事務局： 自己管理というふうに先ほど報告しました件ですが、利用権設定されてない農地については、自己管理ということで総会で報告させていただいています。

実際には、個人的に農業者さんに頼んでる方もいらっしゃると思いますし、そういった方で、作業委託ということで頼んでる方は利用権設定されない方もいらっしゃいますし、農地法3条の3のこの届出を出していただくときに、あっせんの有無について書いていただく欄もございまして、この方については、あっせんの依頼がありませんでした。なので、自己管理ということで報告させていただいています。

5番： もう1つ質問ですけれども、28ページの6番、権利取得者って、これは多分病院の住所じゃないかと思うんですけども、で、しかも病院内って書いてあるんですけど、実際これは、権利取得者の住んでらっしゃる住所を書くのが普通じゃないんですか。

事務局： この方の住所ですが、住基上で調べましてもこの病院になっていますので、この住所で正しいです。実際に病院内に住民票を置いていらっしゃる方もいらっしゃいますので、この方についてはこの住所で記載しています。

議 長： よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第1号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 日程第6、その他の(1)「4月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 4月の定例総会についてでございますが、4月26日水曜日1時半開催としたいと思います。

議 長： ただいまの提案につきまして、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、事務局説明のとおり、4月の定例総会は4月26日水曜日午後1時30分に開催することにいたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他の(2)その他についてに入ります。

先ほど糠山委員が申出がありましたので、受けたいと思います。

4 番： 私、農業委員になって何か月かたちました。私、思うのは、農業委員を選出するのはいいんですけども、やっぱり農業委員の各地域の持分が多いです。それを分かっていたきたいと。それと、目が届かない。私、推進委員やって農業委員やっても、目が届きません。で、あっちもこっちも当たり前のことです。高塚のほうへ行って、目が届くかといったら届きません。私、青ノ木、宮谷、滝、順番的に言えば、滝が当たるということで、以前は農家組合長をやっていたんです。で、その区長さんの推薦が、農家組合長さんやってれば田んぼのことも分かるだろうという話で、私も一旦は断ったんですけども、どうしてもやってほしいということで、そういうことで引き受けたんですけども、やっぱり農業委員になると持分の数が多過ぎる。それをちょっと見直してほしいなと私は思います。

で、やっぱり目が届かないということになってくると、ただの農業委員をやっているだけというような感じになりますので、そこんとこ、また今後、検討してほしいなと思います。私の感想は、一応そう思ったことがあるんで、ちょっとお願いいたします。

無理やりやらされたということもありますので、やっぱ誰もできなくなっただけです。やっぱ高齢化時代ということが入ってきて。で、そこんとこもう1つ考えて

ほしいなど、検討していただきたいと思います。

以上です。

事務局： 委員の方におかれましては、先ほども言いましたけれども、お住まいの地域外の方も担当していただくような地域も出ているのは確かです。農業委員さんだけでなく、最適化推進員さんとお二方でその地域を見守るということで、決してお一人で背負うというよりは、農業委員会として推進委員さんと共にその地域を見守っていただくということで、農業委員さんの人数につきましては、実は市の農業人口において農業委員さんの人数というのは制限されていますので、前回16人だったところが、令和4年度から14人に減ということになりましたので、そういう意味ではお一方、お一方のエリアが広がっているというのは間違いのないところでございまして、大変申し訳なく思っているんですけども、もちろん事務局としてもその辺は分かっているつもりでして、農業委員さんや推進委員さんをバックアップしていく。もちろん事務局としてお手伝いしていくということは考えておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

議長： いろいろ定数等の変更もあって、それぞれ役割がだんだん増えてきているのは事実でございますけれども、これを今さら、この場でどうのこうのとなかなか難しい問題ですので、推進員さん合わせて、相談しながら仕事をしていただきたいと思えます。

では、その他について事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： 事務局は以上ですか。

先ほどの活動は、これ4月からでよろしいですか。

事務局： はい、4月からと考えておりますが、まだ今、2月とか3月を提出されていない委員の方がいらっしゃると思いますので、その方もこれを使って出していただいて結構です。当面ということで、半年分だけコピーしてきたんですけども、これでもしよろしければ、また次、1年分持ってきますので、よろしく願いいたします。

議長： 事務局は以上ですか。

ほかの委員さん、その他で何かありましたら、受けたいと思います。

2番： ちょっと長引いているところ申し訳ないんですけど、活動記録の中に、今、パト

ロールという項目がありますけども、その中にごみという欄も含まれていますけど、春になって、すごいごみの、今、回収している最中というか、ある程度終わりましたけど、回収した後からまた捨てていくと。これは日本の現状ですね。で、ポイ捨てという言葉でなくて、不法投棄状態のものを結構捨てていくと。これはもう仕方ないんですけども、今後、この委員会でも少しそういう問題について、何かいい対処方法ないかを相談していったらどうかなと思います。

それと、お願いがあります。まず、管理者の方をお願いしたいんですけど、市道ですね、市道の状況がすごく悪いです。穴が空いたり、ひび割れ。穴が空いたり、ひび割れしたところのアスファルトが剥がれるんです。で、穴の中から砂利が出てくる。区長さんなりのほうから市のほうへ連絡行って、簡易的な補修はしてきますけど、その時点でもう既にくぼんだ状態。1か月過ぎたあたりから、またこの穴が空いて、そこからまた砂利等が出るという繰り返しのので、補修するならもっときれいにしてほしいと。

それと、何が問題かという、アスファルトの割れた破片が、粒状になったり、塊のままもしくは中から出た砂利が最終的に田んぼの中に入ってくると。車が通るたびに、だんだん端っこ、端っこへと行って、道路の端のほうにたまったやつが、最終的に田んぼに落ちると。これやっぱり、道路パトロールしてもらって、回収してほしいと。

以前もあったんですけど、補修していただくで、路肩にある破片を回収していかないやね、市の人も。1回、建設課に申し入れたこともありますけど、依然として直ってないと。

あと、ごみですけど、これ、県道も市道もそうですけど、道路管理者は、ほとんどごみが落ちてようが何しようが見て見ぬふりで、そのままなってるんですね。結局、沿線の我々耕作者が始末をするという状況なので、せめて路肩にあるものぐらいは、ある程度管理者の方が回収してほしいと。これ、強く県のほうにも、市のほうからお願いしてほしいなと思います。

以上です。

議長： ごみなんかの問題はどこも同じやろうと思います。できるだけのことをお願いしたいと思います。

ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

では、ないようですので、あと課長のほうから一言ご挨拶があるそうです。

事務局： 【挨拶】

議 長： ご苦勞様でございました。また新天地ではご活躍をお祈りしております。  
ほかにございませんか。  
(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議 長： ちょっと長引きましたけども、これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

令和5年3月24日

議 長

委 員

委 員